特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	生活保護の決定、支給等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝霞市は、生活保護の決定、支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県朝霞市長

公表日

令和7年4月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	生活保護の決定、支給等に関する事務
②事務の概要	1. 生活保護法に基づき、生活保護の決定、支給等に関する事務を行う。また、番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う。 2. 医療扶助におけるオンライン資格確認に係る事務 ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※②から④については、社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託する。
③システムの名称	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー、統合専用端末、レセプト管理システム、医療保 険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル	名
生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番15
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、 53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 項番26
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	福祉部 生活援護課 生活援護総務係 生活援護第1係 生活援護第2係 生活援護第3係
②所属長の役職名	生活援護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	朝霞市 市長公室 市政情報課 市政情報係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 048-463-1759
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	福祉部 生活援護課 生活援護総務係 生活援護第1係 生活援護第2係 生活援護第3係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 048-423-3593
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和	17年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書]		<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入	 手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	フークシステムを通	じた提供を除く。)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業				[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	限は一点		ており、各作	業にお	ンに従い、収集・利用・保管等について適正に管理し、権 おいて複数人の担当者で確認を行っていたため、各種リス

9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	· 啓発	
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実	尾施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた16) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	当該事務については、国等の通知やガイドラインに従い、収集・利用・保管等について適正限は一定の職員のみに与えており、各作業において複数人の担当者で確認を行っていただったの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成28年4月1日	エーしきい値判断項目 2. 取 扱者数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属	福祉課長 林 優光	福祉課長 佐藤 元樹	事後	人事異動による変更のため、 重要な変更に該当しない。
平成28年8月2日		平成27年3月26日	平成28年8月2日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2.取 扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成30年4月1日		平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関に おける担当部署 ①部署	福祉部 福祉課 生活援護第1係 生活援護第2係	福祉部 生活援護課 生活援護総務係 生活援護 第1係 生活援護第2係	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関に おける担当部署 ②所属長	福祉課長 佐藤 元樹	生活援護課長 菊島 隆一	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ 連絡先	朝霞市 福祉部 福祉課 生活援護第1係 生活援護第2係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 048-463-1576	朝霞市 福祉部 生活援護課 生活援護総務係 生活援護第1係 生活援護第2係 埼玉県朝霞市 本町1丁目1番1号 048-423-3593	事後	重要な変更の対象である記載 事項に該当しない。
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載 事項に該当しない。
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載 事項に該当しない。
平成31年4月1日	公表日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	生活援護課長 菊島 隆一	生活援護課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に 該当しない。
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載 事項に該当しない。
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載 事項に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	_	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に
令和2年4月1日		平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計算か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計算か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	公表日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない
令和3年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機 関における担当部署 ①部署	福祉部 生活援護課 生活援護総務係 生活援護第1係 生活援護第2係	福祉部 生活援護課 生活援護総務係 生活援護第1係 生活援護第2係 生活援護第3 係	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない
令和3年4月1日			福祉部 生活援護課 生活援護総務係 生活援護 第1係 生活援護第2係 生活援護第3係 埼玉県 朝霞市本町1丁目1番1号 048-423-3593	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計算か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計算か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない
令和4年4月1日	公表日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計算か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計算か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない
令和5年4月1日	公表日 IIしきい値判断項目 1及び2「いつ時点の計数か」 変更箇所への記載	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない
令和6年2月19日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	生活保護法に基づき、生活保護の決定、支給等に関する事務を行う。 また、番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う。	1. 生活保護法に基づき、生活保護の決定、支給等に関する事務を行う。 また、番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う。 2. 医療扶助におけるオンライン資格確認に係る事務 ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※②から④については、社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託する。	事前	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月19日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	生活保護システム、統合宛名システム、中間 サーバー・ソフトウェア	生活保護システム、統合宛名システム、中間 サーバー、統合専用端末、レセプト管理システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和6年2月19日	Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計算か	令和4年4月1日時点	令和6年2月19日時点	事前	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
	II しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年2月19日時点	事前	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計算か	令和6年2月19日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない
	II しきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計算か	令和6年2月19日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない
令和6年4月1日	公表日	令和6年2月19日	令和6年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない
令和7年4月1日	公表日	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない
	IVリスク対策「8. 人手を介在させる作業」	新規項目	当該事務については、国等の通知やガイドラインに従い、収集・利用・保管等について適正に管理し、権限は一定の職員のみに与えており、各作業において複数人の担当者で確認を行っていたため、各種リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更による
令和7年4月1日	IVリスク対策「11. 最も優先 度が高いと考えられる対策」	新規項目	当該事務については、国等の通知やガイドラインに従い、収集・利用・保管等について適正に管理し、権限は一定の職員のみに与えており、各作業において複数人の担当者で確認を行っていたため、各種リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更による